

法學博士 尾佐竹 猛著

日本憲政史大綱 下卷

日本評論社

(青木製本)

昭和十四年一月二十一日印刷

日本憲政史大綱下卷與付

昭和十四年一月二十五日發行

定價 三圓五十錢

著者 尾佐竹 猛

發行者 東京市京橋區京橋三ノ四
鈴木 利貞

印刷者 東京市神田區錦町三ノ一二
白井 赫太郎



發行所

東京市京橋區京橋三ノ四

株式會社

日本評論社

電話京橋六一九一—四
振替東京一六

(刷印社興精)

下 卷 目 次

第二編 憲政の陣痛期……………三七二

第一章 民選議院設立の建白……………三七四

第二章 立憲政體樹立の聖詔……………三八五

第一節 大阪會議……………三八五

第二節 聖詔渙發……………三九〇

第三節 元老院大審院の設置……………三九二

第一項 元老院……………三九三

第二項 大審院……………三九六

第三項 地方官會議……………四二七

第一款 大藏省の地方官會議……………四一八

第二款 議院憲法……………四二三

第三款 第一回地方官會議

四二六

第三章 政黨の發生

四三三

第一節 徒黨と政黨

四三三

第二節 政黨發生の原因

四三八

第三節 政黨の萌芽

四四五

第一項 愛國公黨

四四六

第二項 立志社

四四九

第三項 愛國社

四五五

第四章 國憲制定

四六〇

第一節 元老院の國憲制定

四六〇

第二節 諸參議の憲法建議

四八二

第五章 武力鬭爭と言論鬭爭

四八七

第一節 内亂

四八七

第二節	政論	五〇三
-----	----	-----

第六章	國會開設運動	五一
-----	--------	----

第一節	府縣會の開設	五一
-----	--------	----

第二節	愛國社大會	五三
-----	-------	----

第三節	國會願望	五四
-----	------	----

第七章	私擬憲法	五四
-----	------	----

第八章	國會開設の大詔渙發	五五
-----	-----------	----

第一節	大隈參議の建議	五五
-----	---------	----

第二節	開拓使官有物拂下問題	五七
-----	------------	----

第三節	勅諭渙發	五八
-----	------	----

第四節	憲法制定の綱領	五九
-----	---------	----

第五節	主權論爭	五九
-----	------	----

第九章	政黨の結成	六〇
-----	-------	----

第一節	自由黨の創立	六〇四
-----	--------	-----

第二節	立憲政黨、九州改進黨	六二一
-----	------------	-----

第三節	改進黨の創立	六三三
-----	--------	-----

第四節	立憲帝政黨其他	六三三
-----	---------	-----

第十章	朝野の相剋	六三九
-----	-------	-----

第三編	憲法制定	六五五
-----	------	-----

第一章	伊藤博文の歐行	六五五
-----	---------	-----

第二章	歐洲における伊藤の憲法調査	六七三
-----	---------------	-----

第三章	調査資料としての諸學說	六八二
-----	-------------	-----

第一節	グナイストの説	六八四
-----	---------	-----

第二節	モッセの説	七〇三
-----	-------	-----

第三節	スタインの説	七〇五
-----	--------	-----

第四章	憲法起草	七二
-----	------	----

第一節	政府の諸準備	七二
-----	--------	----

第二節	内閣制度の確立	七三
-----	---------	----

第三節	憲法草案の起稿	七七
-----	---------	----

第四節	保安條例の發布	七四
-----	---------	----

第五章	憲法會議	七五
-----	------	----

第一節	樞密院の新設	七五
-----	--------	----

第二節	憲法草案の審議	七六
-----	---------	----

第三節	明治天皇の御聖德	七八
-----	----------	----

第六章	憲法發布	七九
-----	------	----

第四編	憲政の搖籃期	八一
-----	--------	----

第一章	大同團結	八一
-----	------	----

第二章	第一次山縣內閣	八二五
-----	---------	-----

第三章	政黨の分野	八二六
-----	-------	-----

第四章	第一回選舉	八三〇
-----	-------	-----

第五章	議會直面の政界	八四一
-----	---------	-----

日本憲政史大綱索引	一
-----------	---

第二編 憲政の陣痛期

嘗ては微に胎動を感じし憲政の健兒は、今や將に産れ出でんとするの時勢となつたのである。古來獨特の健康を誇れる我が母胎は、西歐のその如き難産の苦を味はざりしと雖、如何なる安産なればとて陣痛の惱を伴はなくてはならぬ。産れ出づるの歡喜のみを知つて陣痛の苦を知らざるものは、未だ以て人生を語るに足らないのである。

世の明治政治史を論ずるものは、民選議院設立の建白を以て、そのスタートとするを普通とするも、余輩は、寧ろこれを以て、憲政陣痛の始まりとなすのである。これ、こゝに編を改めて、これを敘述する所以である。

そも／＼明治四年の廢藩置縣を以て封建制度はその終りを告げたりとはいへその殘存勢力は猶ほ鞏固にして、その制度としての消滅はありとするも、幾百年來養はれたる武力鬭争の氣分は容易に消滅するものでは無い。後年議會の開かれたる後に於ても、多分の封建的鬭争氣分の色濃いのを見聞する位であるから、社會上の變動、政治上の改革、經濟上の急變等に依り、幾多の不平分子の勃發して擾亂を來たした明治初年には、これ等の不平を調節し、指導する原理としての平和なる政治論の如きは容易に一般民衆の頭に這入らなかつたのであるが、一面また封建を廢滅して中央集權の統一國家に努むる在朝の士は、二三藩閥の殘壘を以て固められ、動もすれば、中央集權の努力は藩閥殘壘の固守の如く映する時代に於て、これを矯正すべく、呼號した民選議院の設立論は、最もその時を得たものであり、ま

たその首唱者は一世の名士揃ひであり有力なる前參議連であつたことが、力強く時人に映じたのである。しかも、從來政府は前編に説明した如く、貢士、公議所、集議院等より左院に至る迄、幾多の機關を備へたのであるが、名は議院といふも、その實官選議院に過ぎなかつたから、その根底に於て矛盾あるのみならず、時勢の進展に伴ふ能力がなかつた處へ、民選議院を首唱したのであるから、確かに新味と魅力とがあつて、革新期に於ける時人の喝采を博し憲政の本格的の要望となつたのである。

唯その首唱者の顔觸れは、近く迄藩閥の一部の代表勢力として、廟堂に在つたものが、その野に下るや間も無く、民選議院運動を爲したのであるから、純然たる民衆運動でもなく、従つて一般國民の要求とは相當の距離のあつたといふことは、後來の政黨運動に迄、幾多の障礙を残すの因となつたのである。故に觀察の仕方にては、民選議院運動も、藩閥者流間に於ける勢力争ひの一方方法であり、一般民衆に呼び掛けて其の勢力を要求したが、政權の配分に付ては、幾許の理解があつたかは、猶ほ研究の餘地があるのである。しかしながら民間勢力を背景とする政治過程の第一歩としては最も重要な地位を占むるのである。この首唱者等の野に下りし征韓論の分裂は、明治史上の一大政變であり。それには幾多の説明を爲すことが出来るが、時の動きから觀察すれば、在野各黨が聯合して幕府を倒し、聯立内閣を造つたのであるが、それが統一さるゝに當り漸次に、分解作用を來たし最後の大斷裂を來たしたのである。つまり統一國家の過程に於ける大なる犠牲である。幾多の雜然たる異分子は既成政黨的の幕府を倒すには一致したが、その目的を達したる上は、到底久しきに涉つて、歩調を一にするの可能性を有せないものである。封建割據の氣風に養成せられたる偏狹なる性情は當時の人士に通有の弊であつた。唯だその中心勢力たる薩長二藩の勢力が相互に控制し

ながら、協力しつゝ、その他の勢力に當つて居つた間は、他の勢力は獨立してこれに抗するだけの力は無かつたが、その中心の大勢力たる薩閥が、その内部からの分解作用に依り二分するに當りては、その他の勢力はそのいづれかに從つて、こゝに當時の政界は二大分裂を來したのである。

しかして、野に下りしものゝ中には、依然武力鬭争に因る政權爭奪を夢るものは、悉く失敗したるに反し、言論鬭争を以て起たんとしたるものは、漸次政界の地歩を占むるに至り、また在朝者間に於ても、武力權力を以て反對派を彈壓せんとしたるものは、逐次に凋落し、その最も賢明なるものは言論政治を開かんことを主張して、こゝに、朝野の氣運は動き、終に憲政の實施期に入るのである、その嘗ては幕府を倒したる革新分子も一度政權を把握するに至るやその地位を擁護する爲め保守的反動的となり、その内分裂して政權に離れた一派はこゝに民間の革新分子に投じこれを煽り政黨運動の地歩を作つたのであるから、その運動たるや或は革新的であり保守的であるのである。更らにまた在朝者の革新的なるものと雖本來その地位を擁護せん爲めの運動なるを以て、保守的なるを根幹とするのである。これに在朝の勢力と在野の勢力と一脈相通じ苟合妥協の繰返さるゝ所以であり政争をして不鮮明ならしめたる所以である。

第一章 民選議院設立の建白

明治六年十月、征韓論の破裂より、薩の西郷隆盛、土の板垣退助、後藤象次郎、肥の江藤新平、副島種臣等は職を辭して野に下りしが、この政變にて最も打撃を受けしは、土佐派の人々であつた。しかして土佐藩は嘗ては言論政治を標榜して大政奉還の大運動を爲したのであり、その結果は所期の如く進展せなかつたのであるが、今や時勢は言論政治を要望するの氣運は動きつゝあるのである。大政奉還の大立者として、這度野に下りし後藤象次郎は、此政變に際し、局面打開の方策として宜しく民選議院の開設を主張すべしとて、これを板垣退助に謀り、偶英國より歸りし小室信夫、古澤迂郎（滋）の主張に聽き、副島種臣、江藤新平の賛成を得、前東京府知事由利公正、及び前大藏大丞岡本建三郎もまた、民選議院の主張をして居つたから、共に相會して、討議し、民選議院の建白を爲すことに決した。その草按は最初、古澤が英文で起草し、これを翻譯したのであるが、その文中君主專制の文字があつたから、副島は之を咎めて、有司專制と改め文章を潤飾したのである。副島の憲政思想の深淺はこゝに論ずる必要はないが、この注意は尤の事である。後來民權運動の志士が、翻譯論の請責を爲すに際し、この文字を改めることに不注意なりし爲め、非常なる苦境に陥つた事例は極めて多いのである。

斯くて、八名連署の上、明治七年一月十八日に左院に提出し翌十八日左院より正院へ進達されたのである。

この文書は極めて有名であり、今更ら敘述する必要もないが、憲政史としては缺くべからざる大文章であるから、

煩を厭はず左にこれを掲ぐる。

某等別紙奉建言候次第、平生の持論にして、某等在官中屢及建言候ものに有之候處、歐米同盟各國へ大使御派出の上、實地の景況をも御目撃に相成り、其上事宜斟酌施設可相成との御評議も有之、然るに最早御歸朝以來既に數月を閲し候へ共何等の御施設も拜承不仕、昨今民心恟々上下相疑ひ、動もすれば、土崩瓦解の兆無之とも難申勢に立至り候儀、畢竟天下輿論公議の壅塞する故と、實以て殘念之至奉存候、此段宜しく御評議を可被遂也

明治七年第一月十七日

高知縣貫屬士族 古澤 迂 郎

同 岡本 健三 郎

名東縣貫屬士族 小室 信 夫

敦賀縣貫屬士族 由利 公 正

佐賀縣貫屬士族 江藤 新 平

高知縣貫屬士族 板垣 退 助

東京府貫屬士族 後藤 象二 郎

佐賀縣貫屬士族 副島 種 臣

左院御中

民選議院設立建白書

第一章 民選議院設立の建白

臣等伏シテ方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ、上帝室ニアラス下人民ニ在ラス、而モ獨リ有司ニ歸ス。夫レ有司上帝室ヲ尊フト曰ハサルニ非ス、下人民ヲ保ツト曰ハサルニアラス。而モ政令百端、朝出暮改、政刑情實ニ成リ賞罰愛憎ニ出ツ、言路壅蔽困苦告ルナシ、夫レ如是ニシテ天下ノ治安ナラン事ヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル。因循改メス恐クハ國家土崩ノ勢ヲ致サン、臣等愛國ノ情、自ラ已ム能ハス、即チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ル在ルノミ。天下ノ公議ヲ張ルハ民選議院ヲ立ツルニ在ルノミ。則チ有司ノ權、限ル所アツテ而シテ上下安全、其ノ幸福ヲ受ル者アラン、請フ遂ニ之ヲ陳セン。

夫レ人民、政府ニ對シテ租稅ヲ拂フ義務アルモノハ乃チ政府ノ事ヲ與知可否スルノ權利ヲ有ス、是レ天下ノ通論ニシテ、又喋々臣等ノ之ヲ贅言スルヲ待タサルモノナリ、故ニ臣等竊ニ願フ、有司モ亦此ノ通理ニ抵抗セザラン事ヲ。

今民選議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者ハ曰ク、我民不學無智、未タ開明ノ域ニ進マス、故ニ今日民選議院ヲ立ル、尙應サニ早カルヘシト、臣等以爲ク、若シ果シテ眞ニ其謂フ所ノ如キカ、則チ之ヲシテ學且智、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道則チ民選議院ヲ立ツルニ在リ、何トナレハ、則チ今日我人民ヲシテ學且智ニ進マシメントスルニハ、先ツ其通義權利ヲ保護セシメ、之ヲシテ自尊自重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメスンハアル可カラス。自尊自重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメントスルニハ、之ヲシテ天下ノ事ニ與ラシムルニアリ。如是ニシテ人民其固陋ニ安シ、不學無智自ラ甘ンスル者ハ未タ之レ有ラサルナリ。而シテ今其自ラ學且智ニシテ自ラ其開明ノ域ニ入ルヲ待ツ。是殆ント百年河清ヲ待ツノ類ナリ、甚シキハ、則チ今遽カニ議院ヲ立ツルハ、是レ天下ノ愚ヲ集ムルニ過キサルノミト謂フニ至ル。噫何ゾ自ラ傲ルノ太甚シク、而シテ其人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ。有司中智功

固ヨリ人ニ過クル者アラン、然レトモ安ソ學問有識ノ人、世復々諸人ニ過クル者アラサルヲ知ランヤ。蓋シ天下ノ人、如是蔑視スヘカラサルナリ。若シ將タ蔑視スヘキ者トセハ、有司モ亦其中ノ一人ナラスヤ。然ラハ則チ均シク是レ不學無識ナリ、僅々有司ノ專裁ト人民ノ輿論公議ヲ張ルト其賢愚果シテ如何ソヤ。臣等謂フ有司ノ智モ亦之ヲ維新以前ニ視ル、必ス其進ミシ者アラン、何トナレハ則チ人間ノ智識ナル者ハ必ス之ヲ用ルニ從テ進ムモノナレハナリ。故ニ曰、民選議院ヲ立ツルハ、是レ即チ人民ヲシテ學且智ニ、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道ナリ。且ツ夫レ政府ノ職、其宜シク奉シテ以テ目的トナスヘキ者ハ、人民ヲシテ進歩セシムルニ在リ。故ニ草昧ノ世野蠻ノ俗、其民勇猛暴悍、而シテ從フ所ヲ知ラス、此時ニ方テ、政府ノ職固リ之ヲシテ從フ所ヲ知ラシムルニアリ、今我國、既ニ草昧ニアラス、而シテ我人民ノ從順ナル者既ニ過甚トス。然ラハ則チ今日我政府ノ宜シク以テ其目的トナスヘキ者ハ、即チ民選議院ヲ立テ、我人民ヲシテ其敢爲ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ辨知シ天下ノ事ニ參與スルヲ得セシムルニ在リ、則チ閭閻ノ人皆同心ナリ。夫レ政府ノ強キハ、何ヲ以テ之ヲ致スヤ、天下人民皆同心ナレハナリ、臣等必スシモ遠ク舊事ヲ引テ之ヲ證セス、即チ昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ驗ス。爰々乎且ツ危哉、我政府ノ孤立スルヤ、何ソ昨十月政府ノ變革天下人民ノ之方爲ニ喜戚セシモノ幾カアル。嘗ニ之方爲ニ喜戚セサル而已ナラス、天下ノ人茫トシテ之ヲ知ラサルモノニシテ八九ニ居ル。唯兵隊ノ解散ニ驚クノミ。今民選議院ヲ立ツルハ、則チ政府人民ノ間ニ情實融通シテ、相共ニ合シテ一體トナリ、國始メテ以テ強カルヘク、政府始メテ以テ強カルヘキナリ

臣等既ニ天下ノ大理ニ就テ之ヲ究メ、我國今日ノ勢ニ就テ之ヲ實ニシ、政府ノ職ニ就テ之ヲ論シ、及昨十月政府ノ

變革ニ就テ之ヲ驗ス。而シテ臣等ノ自ラ臣等ノ説ヲ信スル事愈篤ク、切ニ謂フ、今日天下ヲ維持振起スルノ道、唯民選議院ヲ立テ、而シテ天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已ト。其方法等ノ議ノ如キハ、臣等必ス之ヲ茲ニ言ハス、蓋シ十數張紙ノ能ク之ヲ盡ス所ニアラサレハ也。但臣等竊カニ聞ク、今日有司持重ノ説ニ藉リ、事多ク因循ヲ務メ、世ノ改革ヲ云フ者ヲ目シテ輕々進歩トシ、而シテ之ヲ拒ムニ尙早ノ二字ヲ以テスト。臣等請フ之ヲ辯セン。

夫レ輕々進歩ト云フ者、固ヨリ臣等ノ解セサル所ナリ、若シ果シテ事倉卒ニ出ル者ヲ以テ、輕々進歩トスルカ民選議院ナルモノハ、以テ事ヲ鄭重ニスル所ノ者ナリ。各省不和ニシテ變更ノ際、事本末緩急ノ序ヲ失シ、彼此ノ施設相見サル者ヲ以テ輕々進歩トスルカ、是レ國ニ定律ナク、有司任意改行スレハナリ。此ノ二者アラハ則チ適サニ其民選議院ノ立テスンハアル可カラサルノ所以ヲ證スルヲ見ルノミ。夫レ進歩ナル者ハ天下ノ至美ナリ。事々物々進歩セスンハアルヘカラス、然ラハ則チ有司必ス進歩ノ二字罪スル能ハス、其罪スル所必ス輕々ノ二字ニ止ラン。輕々ノ二字民選議院ト會テ相關涉セサル也。尙早ノ二字ノ民選議院ヲ立ルニ於ル臣等當ニ之ヲ解セサル而已ナラス、臣等ノ見正ニ之ト相反ス。如何トナレハ今日民選議院ヲ立ツルモ尙恐クハ歲月ノ久シキヲ待チ、而後始メテ其十分完備ヲ期スルニ至ラン。故ニ臣等一日モ唯其立ツコトノ晚カラシム事ヲ懼ル。故ニ曰ク臣等唯其反對ヲ見ルノミト。有司ノ説又云フ、歐米各國今日ノ議院ナル者ハ、一朝一夕ニ設立セシ議院ニアラス。其進歩ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者ノミ。故ニ我今日俄カニ之ヲ摸スルヲ得スト。夫進歩ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者、豈ニ獨リ議院ノミナランヤ、凡ソ學問技藝、機械皆然リ、然ルニ彼數百年ノ久シキヲ積テ之ヲ致セシ者ハ、蓋シ前ニ成規ナク、皆自ラ之ヲ經驗發明セシナレハ也。今我其成規ヲ擇ンテ之ヲ取ラハ、何ソ企テ及フ可ラサランヤ。若シ我自ラ蒸氣ノ理ヲ發明スルヲ